

栃木市特定任期付職員（弁護士）募集要項

次のとおり、特定任期付職員として弁護士の方を採用します。

1 募集分野、職、人数、配属予定課及び任用期間

(1) 募集分野	政策法務、訴訟事務等
(2) 職	経営管理部総務人事課主幹（課長級）
(3) 人数	1 人
(4) 配属予定課	経営管理部総務人事課
(5) 任用期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年）

※選考の結果により、採用を見合わせる場合があります。

※任用期間は、業務の都合及び勤務実績等により、採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

2 業務内容

- (1) 市行政事務の執行における法制上の課題等に対する指導・助言
- (2) 市行政に係る不服申立て事案、訴訟事案等に関する事務の指導・統括
- (3) 市のコンプライアンス、リスク管理に対する法制上の指導・助言
- (4) 市条例、規則等の制定・改廃に関する法制上の指導・助言
- (5) 市職員の法務能力向上のための人材育成
- (6) その他法令等に関する事務で市長が特に必要と認めるもの

3 応募資格

- (1) 司法修習を終了した又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有していること。
- (2) 弁護士資格に基づく経験が3年以上あること。
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当しないこと。
- (4) 日本国籍を有すること。
- (5) 弁護士法第7条に該当しないこと。

4 応募手続

(1) 受付期間 令和7年6月20日（金）～令和7年7月31日（木）17時

(2) 応募方法

電子申請による受付（※7月31日（木）の17時までに申込データの受信を完了したものに限り受付します。）

また、電子申請時に、以下の書類を添付していただきます。

ア 職務経歴・実績書（職務実績のわかる資料等がある場合はその写し）

イ 応募論文（1,200文字以内、原稿用紙3枚程度）

ウ 弁護士資格を有することを証明する書類の写し

5 提出論文のテーマ（1,200文字以内）

「弁護士として栃木市で果たすことができる自分の役割について」

6 選考方法

区 分	内 容
書類審査	職務経歴・実績書、論文等の内容に基づき、適性等を審査します。
面接審査 (個人面接)	必要な専門知識、職務遂行能力、業務に対する適格性、人物その他必要な能力や意欲等について、総合的に審査します。 ・ 審査実施日 令和7年9月22日（月） ・ 審査会場 栃木市役所本庁舎 ※詳細は、本人宛て電子申請システムにて別途通知します。 9月5日（金）までに通知されない場合は、総務人事課へご連絡ください。

7 合格発表

令和7年10月中旬	合否にかかわらず、文書により通知します。
-----------	----------------------

8 選考結果の開示

次のとおり、総務人事課の窓口において、口頭により直接開示します。

対 象	開示内容	期 間
不合格者本人	順位及び得点	合格発表の日から1か月間

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の本人写真が貼付された書類により本人確認を行います。

9 勤務条件

(1) 給与

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の規定に基づき経歴等を勘案し、3号給又は4号給に格付けして給料を支給します。

このほか、通勤手当、期末・勤勉手当等を支給要件に応じて支給します。
なお、人事評価の成績により、勤勉手当の支給額は変動します。

(参考)・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例による給料月額

3号給の場合 … 492,000 円 4号給の場合 … 555,000 円

(2) 勤務時間等

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
休暇	年次有給休暇(年20日)、夏季休暇、産前・産後休暇、忌引等

(3) 服務

任用期間中は、地方公務員法の適用を受けるため、弁護士業務を行うこと、私企業等の役職員となることはできません。

(4) その他

- ・弁護士会の会費等については、自己負担となります。
- ・営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されるため、弁護士業については原則として停止していただきます。

10 申込書の提出先及び問合せ先

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

栃木市経営管理部総務人事課人事研修係 TEL: 0282-21-2351

〔業務内容についての問合せ先〕

栃木市経営管理部総務人事課行政法務係 TEL: 0282-21-2346